

市民の夢応援プロジェクト～第1回石垣市市民まちづくりプラン助成金事業の募集～

市民が考えるまちづくりやイベント等、市民目線でユニークな事業の実現を応援する助成金制度です。

対象となる事業や応募資格者等の要件や選定審査についての詳細は、市のホームページに掲載の募集要項をご確認ください。市民や企業・団体等の皆様からの多くの応募をお待ちしております。

【令和5年度募集する部門及び助成金の額】

- ・100万円コース（50万円～100万円／募集枠：1件）
- ・50万円コース（30万円～50万円／募集枠：1件）
- ・30万円コース（10万円～30万円／募集枠：1件）
- ・10万円コース（10万円以内／募集枠：2件）

サイトQRコード



【公募期間】

令和5年5月15日（月）まで

【問合せ】市役所企画政策課 ☎ 0980-82-1350

国民年金保険料がスマートフォンアプリで納付できます

国民年金保険料について、令和5年2月20日から現金、口座振替、クレジットカード、Pay-easy等による納付に加え、新たにスマートフォンアプリを使用した電子（キャッシュレス）決済での納付が利用できるようになりました。



【ご利用に必要なもの】

①納付書

②スマートフォン

③決済アプリ

「対象決済アプリ」（五十音順）

・auPAY ・d払い® ・PayB（※） ・PayPay

※金融機関等が提供するアプリを含む。

詳細は、PayBのホームページをご覧ください。

詳細は、日本年金機構ホームページにてご確認ください

■いつでも！どこでも！スマホ決済の流れ

- ①決済アプリをダウンロード
- ②氏名・生年月日等を登録
- ③納付書に記載されているバーコードを読み取る
- ④決済内容を確認
- ⑤パスワード入力 ⇒ 納付完了



【問合せ】日本年金機構石垣年金事務所 ☎ 0980-82-9211)

市役所市民課年金担当 ☎ 0980-87-9005

児童扶養手当・特別児童扶養手当のご案内

児童扶養手当

◆「父(又は母)と生活を共にしていない児童」や「父(又は母)が重度の障がいの状態にある児童」を養育している母(又は父)、父母に代わって児童を養育している人に対し、支給される手当です。

※児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を受給することができるよう見直があります。

◆児童が18歳に達した日以降の最初の3月31日まで受給資格があります。(児童が心身に法律で定める程度の障がいをもつ場合は、20歳の誕生日前日まで資格があります。)



特別児童扶養手当

◆20歳未満の身体や精神に障がいがある児童を養育する父母又は養育者に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

※いずれも手当額は、受給資格者やご家族の前年の所得に応じて決まります。また、受給するためには申請が必要です。詳細はお問合せください。

【問合せ】市役所こども家庭課 ☎ 0980-87-0771